

令和4年度 大阪大学医療安全監査委員会報告書

大阪大学医療安全監査委員会規程第2条第1号に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

大阪大学医学部附属病院における医療安全に係る業務の状況について、以下のとおり管理者等からの聴取及び資料の閲覧等の方法によって説明を求めることにより、監査を実施した。

《第1回》

- ・日 時：令和4年8月9日（火）14:00～15:58
- ・場 所：大阪大学医学系研究科共通棟3階中会議室、Web併用のハイブリット会議
- ・委員長：倉智 博久（大阪母子医療センター総長）
- 委 員：水島 幸子（水島綜合法律事務所所長）
橋本 重厚（福島県立医科大学会津医療センター教授、同附属病院医療安全管理部長）
橋本佐与子（認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事）
豊岡 宏規（大阪大学理事）

《第2回》

- ・日 時：令和5年2月1日（水）15:30～17:10
- ・場 所：大阪大学医学系研究科共通棟3階中会議室、Web併用のハイブリット会議
- ・委員長：倉智 博久（大阪母子医療センター総長）
- 委 員：水島 幸子（水島綜合法律事務所所長）
橋本 重厚（福島県立医科大学会津医療センター教授、同附属病院医療安全管理部長）
橋本佐与子（認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事）
豊岡 宏規（大阪大学理事）

2. 監査の内容及び結果

(1) 大阪大学医学部附属病院のCOVID-19対応について

医学部附属病院のCOVID-19対応について、昨年度から引き続き感染対策を続けざるを得ない状態となっており、病棟での小規模なクラスターの発生はみられるが、医療従事者が院外からの接触で、濃厚接触者・陽性者として休業する状況となった場合も、診療制限には至っておらず、院内の感染対策等を適正に行っている。

なお、COVID-19重症患者に加え、軽症中等症患者も受け入れて診療しており、地域医療の中で変わらず重要な役割を果たしつつ、病院機能を維持していると評価できる。

また、大阪大学の感染対策に関して、コロナ対策本部に対し医学部附属病院から情報提供がなされ、大学全体の感染対策にも貢献していることを確認した。

(2) 医療安全に係る各部門及び委員会等の活動について

① 感染対策委員会について

感染対策委員会及び感染制御部の令和3年度下半期及び令和4年度上半期の活動状況について報告があり、COVID-19における病床のゾーニングをはじめとする感染対策を確認するとともに、抗菌薬の適正使用の提案や内視鏡の培養検査等の取り組みにつ

いて、適正に運用されていることを確認した。

② 医療放射線安全管理委員会について

医療放射線安全管理委員会の令和3年度下半期及び令和4年度上半期の活動状況について報告があり、線量管理等について、適正に運用されていることを確認した。

③ 高難度新規医療技術審査部について

高難度新規医療技術審査部の令和3年度下半期及び令和4年度上半期の活動状況について報告があり、モニタリング体制の整備等について、適正に運用されていることを確認した。

④ 未承認新規医薬品等診療審査部について

未承認新規医薬品等診療審査部の令和3年度下半期及び令和4年度上半期の活動状況について報告があり、適応外医薬品の手順等について、適正に運用されていることを確認した。

⑤ 医薬品安全管理委員会について

医薬品安全管理委員会の令和3年度下半期及び令和4年度上半期の活動状況について報告があり、持参薬管理のチェック等について、適正に運用されていることを確認した。

なお、処方のプロトコルの変更は、患者の同意を得てから変更され、医師へのフィードバックも適切に行われていることは評価できる。

⑥ 医療機器安全管理委員会について

医療機器安全管理委員会の令和3年度下半期及び令和4年度上半期の活動状況について報告があり、適正に運用されていることを確認した。

なお、医療法で義務付けられている全教職員を対象とする研修を除いて、機器別に受講すべき対象診療科を特定してeラーニングを受講するよう絞り込んで対応していることは評価できる。

⑦ リスクマネジメント委員会について

リスクマネジメント委員会及び中央クオリティマネジメント部の令和3年度下半期及び令和4年度上半期の活動状況について報告があり、医療安全情報の共有や医療安全に資するモニタリング状況、医療安全教育の実施等について、適正に運用されていることを確認した。

なお、臨床倫理ワーキングにおけるコンサルテーション活動、画像・病理診断レポートの確認に関する多職種チームによる安全対策、生体情報モニターのアラームコントロールチームによる講習等の活動に関しては、重要な取り組みであり評価できる。

⑧ 医療クオリティ審議委員会について

医療クオリティ審議委員会の令和3年度下半期及び令和4年度上半期の活動状況について報告があり、適正に検証が行われていることを確認した。

⑨ 医療安全に係る中央機能について

令和3年度下半期及び令和4年度上半期における国立大学病院長会議常置委員会診療担当（医療安全管理）校としての医療安全・質向上のための相互チェック、国公立大学附属病院に係る特定機能病院間相互のピアレビューの企画、報告書作成、令和4年度国公立大学附属病院医療安全セミナーの企画・開催等の活動について報告があった。

(3) 特筆すべき取り組みについて

① 臨床倫理ワーキングの活動について

中央クオリティマネジメント部から、日常臨床におけるアドバンス・ケア・プランニングの推進と、臨床倫理コンサルテーション活動を目的として、多部門の多職種メ

ンバーで構成された臨床倫理ワーキングを設置し、実働している旨説明があり、多職種で検討する体制が整備されていることは特に評価できる。

②画像・病理診断報告書確認対策チームの活動について

中央クオリティマネジメント部から、未読既読システムの整備と既読化率のモニタリング状況、重要所見を含む報告書に対する診療録監査等の説明があり、多層的な安全対策を確認した。特に、既読化のみでなく、適切な対応に繋がっているかについて診療録を監査し医師に確認を行う体制は重要な取り組みであると評価できる。

3. 総括

大阪大学医学部附属病院の医療安全に係る業務について監査を実施したが、適正な管理がなされていたと認められる。

今回の監査時期、令和3年度下半期から令和4年度上半期の活動は、昨年度に引き続きCOVID-19下での院内の感染対策に努めつつ、医療安全管理体制が機能し続けていることを確認した。

今後も、医療安全管理体制の充実、質向上のためのさらなる取り組みに努められたい。

令和5年3月30日

国立大学法人大阪大学医療安全監査委員会

委員長 倉智博久